

令和3年第6回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年6月28日（月） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第6回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第6回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	×
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名・役職
5	松本主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第6回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案案件の前に石川県農業会議よりお借りしているタブレット端末の操作方法について事務局から説明させていただきます。</p>
事務局	<p>(タブレット端末の操作方法について説明)</p>
事務局長	<p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、宮岸委員と、松平委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場</p>

	<p>から会議を進めた方が良いと思われそうですがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、前回の令和3年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。 農地法第3条許可申請2件については、5月25日付けで許可書を交付しております。 農地法第4条許可申請1件及び農地法第5条許可申請4件については、5月26日付けで石川県知事あてに送付し、6月15日付けで許可書が交付されております。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、6月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページです。 今回、栗五地区から2件、川北地区から1件、小坂地区から4件、森本地区から3件、大徳地区から1件、計11件の</p>

	<p>申請がありました。</p> <p>番号1は五郎島町、番号2は栗崎町の案件で、農地の交換のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は大浦町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号4及び番号5は福久町、番号6は横枕町、番号7は金市町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号8は河原市町、番号9は才田町、番号10は八田町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号11は金石北の案件で、賃借権の設定から所有権の移転に変更するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、11件で、面積は17,856㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に</p>

	<p>対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がございますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。議案書は4ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区、栗五地区、森本地区から各1件、計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、豊穂町の案件で、社会福祉施設、具体的には障害者支援施設の増設のための転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりや10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、社会福祉事業の用に供する転用であり許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、五郎島町の案件で、農業用倉庫への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画における用途区分が農業用施設用地に変更済みであり、許可相当であると考えます。</p> <p>また、現地は既に農業用倉庫として使用されていることから、始末書が提出されています。</p> <p>番号3は、南森本町の案件で、自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんする地域にある農地であることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>続けて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p>

	<p>今回、川北地区、小坂地区、森本地区から各1件、計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、松寺町の案件で、所有権の移転を伴う保育園の園庭及び駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線割出駅が300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、千木町の案件で、所有権の移転を伴う自宅敷地の拡張のための転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸自動車道金沢東インターチェンジが300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号3は、河原市町の案件で、所有権の移転を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸自動車道森本インターチェンジが概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、4条の許可申請が3件で面積は1,710㎡、5条の許可申請が3件で面積は合計1,503㎡です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、宮岸委員から調査結果をご報告願います。</p>
宮岸委員	<p>6月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対す</p>

	<p>る意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は6ページです。</p> <p>今回の申請は1件で、特例適用農地の面積は9,019㎡です。</p> <p>現地の状況につきましては、6月17日に庄田委員と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、特例適用農地全てにおいて耕作されていることを確認しました。なお、今回の特例適用農地は、全て特定貸付けされているものです。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について</p>

	<p>上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は7ページから14ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1から番号6の6件の申し出がありました。</p> <p>全て賃借権を設定するもので、契約期間が6年の新規設定が4件、6年の再設定が1件、4年9か月の再設定が1件です。</p> <p>面積は合計13,447㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、番号1から番号7の7件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定するものは、契約期間が10年の新規設定が6件です。</p> <p>使用貸借による権利を設定するものは、契約期間が10年の新規設定が1件です。面積は合計28,695㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p>

	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は15ページから22ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が8件で、面積は合計2,831㎡、第5条が22件で、面積は合計8,253㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は23ページから24ページです。</p> <p>届出件数は3件で、解約理由は、転用目的のためが2件、所有権移転のためが1件で、面積は合計10,721㎡です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は25ページです。</p> <p>届出件数は2件で、面積は合計9,271㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>

太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	太平副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、6月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。

二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。